令和８年１０月３０日

福岡ブロックのタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和８年１０月２９日、飯塚市に営業所を置く綜合交通株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、福岡ブロック（※１）において、本要請の日から３ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※２）に占める要請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が５割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（５割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

１．要請者

事業者名：綜合交通株式会社
住　　所：福岡県福岡市東区箱崎ふ頭５丁目９－３６
営 業 所：福岡県飯塚市大字川津字宮ノ前２７６番地２号

２．運賃改定要請の概要（普通車要請分を抜粋）

【初乗運賃】

車種区分	要　請　運　賃
普 通 車	１．２㎞まで　７００円

車種区分	現　行　運　賃
普 通 車	１．５㎞まで　７８０円

【加算運賃】

車種区分	要　請　運　賃
普 通 車	２７６ｍまで　１００円

車種区分	現　行　運　賃
普 通 車	２５５ｍまで　８０円

３．要請の理由

・燃料費の高騰をはじめとする各種物価高に対応するための原資とするため。
・キャッシュレス決済サービスの導入・拡充、ユニバーサルデザインタクシーの導入等により、多様化する利用者ニーズに対応した輸送サービスの充実を図るとともに、次世代を担う運転者の確保及び定着に向けた賃金改善その他待遇改善に必要な原資を確保するため。

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞
九州運輸局　自動車交通部
旅客第二課：副島、剣持
電　話０９２－４７２－２５２７

九州運輸局

（※１）福岡ブロック（運賃が適用される地域）

福岡県のうち、福岡市域及び北九州市域を除く地域

福岡市域ブロック：福岡市・春日市・大野城市・筑紫野市・太宰府市
古賀市・糸島市・那珂川市・糟屋郡

北九州市域ブロック：北九州市・中間市・遠賀郡

（※２）福岡ブロック　事業者数及び車両数（令和８年１０月２９日現在）

事業者数：　85 者

車 両 数：1,685 両